

緑を育てる

次の様式でまとめてください

※様式は下記ホームページからもダウンロードできます。

1号様式（緑化計画書）

第1号様式
平成〇〇年 4月 1日
武蔵野市長 殿

事業者 住所 武蔵野市緑町2-2-28
電話 (0422-51-5131)
氏名 武蔵野 太郎
(法人にあっては、所在地、名称及び代表者)
代理人 住所 武蔵野市緑町5-5-5
電話 (0422-60-1863)
氏名 緑化推進センター
代表取締役 武蔵野 花子
(法人にあっては、所在地、名称及び代表者)

緑化計画書

武蔵野市緑化に関する指導要綱に基づき、緑化計画書を提出します。
(注) 太線の中を記入してください。

名称	武蔵野緑		
所在地	武蔵野市緑町2-2-28		
敷地面積(A)	225.0 m ²	施設の種類	専用住宅
建築面積	90.0 m ²	法定建ぺい率	40%
植栽地(樹型)面積(B)	44.4 m ²	壁面緑化面積(E)	0 m ²
高木樹冠面積(C)	9.6 m ²	屋上緑化面積(F)	0 m ²
生垣緑化面積(D)	17.4 m ²	駐車場緑化面積(G)	0 m ²
総緑化面積 (H)=(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)	71.4 m ²		
緑化率 (I)=(H)/(A)×100	31.7%		

処理欄

2号様式（植栽一覧）

第2号様式
植栽樹木一覧表

(注) 1 保存する樹木も含む。
2 緑化計画平面図に記載してもよい。

番号	種別	樹種名	高さ (m)	幹回り (m)	株幅 (m)	本数 (本・株)	備考
1	高木	ハナミズキ	5.0	0.3	2.0	1	
2	中木	ドウダンツツジ	1.5	-	1.0	3	
3	地被	高麗シバ	-	-	-	-	
4	生垣	ペニナメモ子	1.2	-	0.8	28	隣地側
5	生垣	ペニナメモ子	1.2	-	0.8	55	

緑化面積計算表

番号	種別	計算式	緑化面積
1	高木	5.0×0.7×0.5)²×3.14	9.6 m ²
2	中木	0.5²×3.14×3	2.4 m ²
3	地被	7.0×6.0	42.0 m ²
4	生垣	7.0×1.2	8.4 m ²
5	生垣	15.0×0.6	9.0 m ²
合計			71.4 m ²

3号様式（完了報告書）

第3号様式
平成〇〇年 6月 1日
武蔵野市長 殿

事業者 住所 武蔵野市緑町2-2-28
電話 (0422-51-5131)
氏名 武蔵野 太郎
(法人にあっては、所在地、名称及び代表者)
代理人 住所 武蔵野市緑町5-5-5
電話 (0422-60-1863)
氏名 緑化推進センター
代表取締役 武蔵野 花子
(法人にあっては、所在地、名称及び代表者)

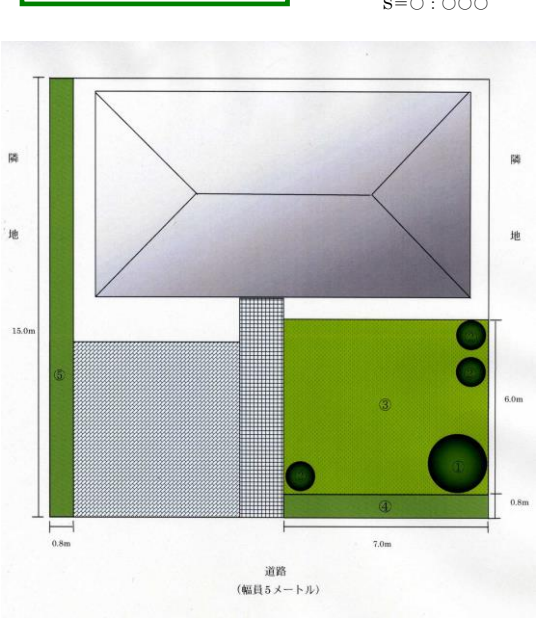
緑化完了報告書

武蔵野市緑化に関する指導要綱に基づき、緑化完了報告書を提出します。
(注) 太線の中を記入してください。

名称	武蔵野緑		
所在地	武蔵野市緑町2-2-28		
敷地面積(A)	225.0 m ²	施設の種類	専用住宅
建築面積	90.0 m ²	法定建ぺい率	40%
植栽地(樹型)面積(B)	44.4 m ²	壁面緑化面積(E)	0 m ²
高木樹冠面積(C)	9.6 m ²	屋上緑化面積(F)	0 m ²
生垣緑化面積(D)	17.4 m ²	駐車場緑化面積(G)	0 m ²
総緑化面積 (H)=(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)	71.4 m ²		
緑化率 (I)=(H)/(A)×100	31.7%		

処理欄

緑化計画平面図



武蔵野市全域の緑被地（緑の部分に覆われている面積）のうち、公園等の公共の緑の割合はわずか約35%で、残りの約65%は民有地の緑です。武蔵野市の緑豊かなイメージはこの民有地の緑が支えているといっても過言ではありません。

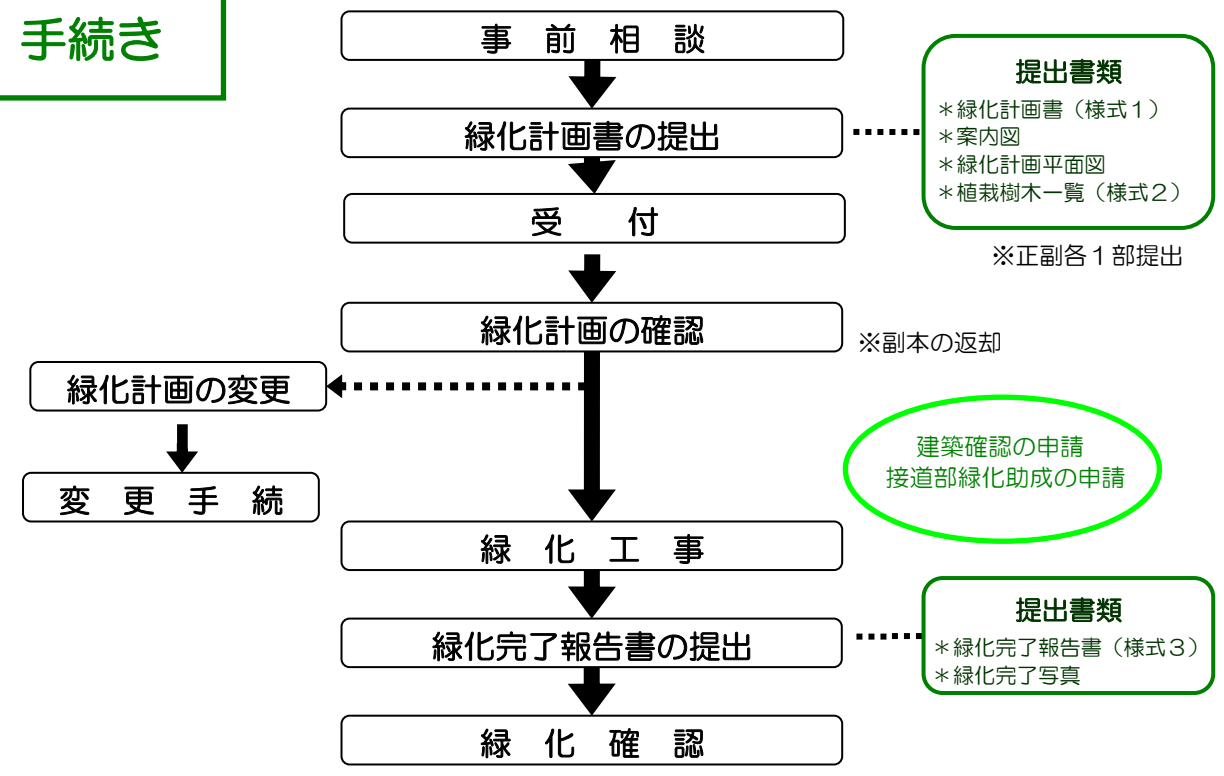
「武蔵野市緑化に関する指導要綱」は、緑豊かなまちづくりを進めるため、建築行為に伴う敷地内の緑化にご協力いただくため、緑化に関する基準及び指導の手続きとして定められています。

◆敷地面積が200㎡以上の場合
敷地面積のうち20%以上の緑化面積を確保するとともに緑化計画書の提出が必要となります。

◆敷地面積が200㎡未満の場合
この要綱を参考にしてできる限りの緑化に努めてください（緑化計画書の提出は不要です）。

- ※1 「武蔵野市まちづくり条例」の開発事業に該当する行為は、「武蔵野市まちづくり条例」の手続きにより指導をしますので「緑化に関する指導要綱」は適用になりません。
- ※2 敷地面積200㎡以上であれば、国又は地方公共団体が行う事業についても「緑化に関する指導要綱」が適用になります。

手続き



武蔵野市緑化に関する指導要綱

平成9年11月1日要綱第30号 最終改正 平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例施行規則（昭和60年8月武蔵野市規則第27号）第2条に規定する緑化に関する基準及び緑化指導の手続について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 敷地面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条に規定する面積をいう。
- 緑化面積 樹木等で覆われている部分の面積をいう。
- 樹冠面積 樹木の枝葉（徒長枝を除く。）の広がりである樹冠を地表に真上から投影した部分の面積をいう。
- 高木 植栽時に高さ3メートル以上で、成木時に5メートル以上となる樹木をいう。
- ツル植物 ツタ類、カズラ類等の木本性ツル植物をいう。
- 草花 1年草、2年草、多年草、宿根草等の草本性植物をいう。
- 地被植物 芝、リュウノヒゲ、アイビー、シダ等の植物をいう。
- 屋上 建築物及び工作物の陸屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分をいう。
- 壁面 建築物及び工作物の外壁部分をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱の規定（次項の規定を除く。）は、敷地面積が200平方メートル以上の建築行為（国又は地方公共団体が行うものを含む。）で、武蔵野市まちづくり条例（平成20年9月武蔵野市条例第39号）第2条第1項第7号に規定する開発事業に該当しないものに適用する。

2 敷地面積が200平方メートル未満の建築行為についても、この要綱を参考にできる限り緑化に努めるものとする。

(計画書の提出)

第4条 前条第1項に規定する建築行為を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、市長に緑化計画書（第1号様式）を提出するものとする。

2 前項の緑化計画書には、案内図、緑化計画平面図（植栽面積、緑化延長、樹高を記入したもの）及び植栽樹木一覧表（第2号様式）を添付するものとする。

(完了報告書の提出)

第5条 事業者は、緑化が完了したときは、速やかに緑化完了報告書（第3号様式）に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

2 前項の緑化完了報告書には、緑化完了写真を添付するものとする。

(緑化の基準)

第6条 事業者は、敷地面積の20パーセント以上の緑化面積を確保しなければならない。この場合、緑化面積とは、原則として地面に植栽されている樹木、地被植物及び草花の植栽面積又は樹冠面積の合計面積とする。ただし、次の各号に掲げる項目は、それぞれ当該各号に定める面積を緑化面積とすることができる。

- 高木 その樹高の10分の7を直径とする面積。ただし、移植を含む既存樹木はその樹高を直径とする面積
- 生垣 接道部の生垣については、その延長に1.2を乗じて得た面積。それ以外の生垣については、その延長に0.6を乗じて得た面積
- 屋上緑化 屋上に植栽された樹木等の緑化面積に0.75を乗じて得た面積
- 壁面緑化 壁面に植栽されたツル植物の植栽延長に0.6を乗じて得た面積
- 駐車場緑化 50パーセント以上が地被植物で覆われる形状の駐車場を対象に、その駐車場面積に0.5を乗じて得た面積

2 前項の規定にかかわらず、住宅施設以外の建築行為については、前項の緑化面積を確保するよう努めるものとする（国又は地方公共団体が行う事業を除く。）。

3 前2項の規定にかかわらず、敷地の用途、形状、その他の事情により緑化が困難と市長が認める場合は、この限りでない。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

緑化面積の計算をする際、以下の5点については、計算方法が異なりますのでご注意ください。
 (要綱第6条(1)～(5)) 【面積は小数第2位を四捨五入して小数第1位まで求めてください】

- 高木樹冠面積 = (樹高 × 7/10 × 1/2)² × 3.14 * 但し既存樹は (樹高 × 10/10 × 1/2)² × 3.14
 高木とは、植栽時に高さ3m以上で、成木時に5m以上となる樹木をいいます。
- 生垣緑化面積 = 生垣延長 × 1.2 * 但し接道部以外は0.6 (接道部 = 幅員4m以上の道路に接する部分)
- 屋上緑化面積 = 屋上の緑化面積 × 0.75
- 壁面緑化面積 = 壁面緑化の植栽延長 × 0.6
- 駐車場緑化面積 = 駐車場面積 × 0.5 * 但し駐車場面積の50%以上緑化した場合

※ 中低木樹冠面積 = (枝幅の半径)² × 3.14

中木とは、植栽時に高さ1.5m以上で、成木時に3m以上となる樹木をいいます。

低木とは、高木及び中木以外の樹木をいいます。

高木及び中木の樹冠面積の真下の地被については、重複して計算することができます。

※ 植栽の配置については、将来の維持管理や近隣への影響を考慮のうえ計画してください。なお、植栽については適切な維持管理に努めてください。

※ 生垣等により新たに接道部の緑化をする場合は、助成金の制度があります。助成手続きは、工事着手前に申請が必要となります。詳細は、裏面の緑のまち推進課まで

【参考】まちで育てやすい植物

	名称	樹性	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	性質	移植度	特 徴
高木	シラカシ	常緑				←	→								耐煙性	普通	防風・防火樹
	クスノキ	常緑				←	→								耐煙性	困難	生長が速い
	ウメ	落葉		←	→			●							耐乾性	容易	果実(実梅) 観賞用(花梅) 多品種
	★ケヤキ	落葉													耐風性	普通	大木に成長し、ランドスケープマークとなる
	サクラ類	落葉			←	→									耐乾性	普通	多品種
	イロハモミジ	落葉													—	容易	紅葉が美しい
	サルスベリ	落葉							←	→					耐湿性	容易	夏に咲く花、花期が長い
	★コブシ	落葉			←	→									—	容易	生長が早い、白花
	★ハナミズキ	落葉				←	→						●		—	普通	花・実・紅葉が楽しめる
	クチナシ	常緑	●					←	→				●	●	耐陰性	容易	花の香りがよい
中低木	★ツツジ、サツキ類	常緑				←	→								耐陰性	容易	多品種、花色・花容に変化が多い
	ヒイラギナンテン	常緑			←	→									耐陰性	容易	日陰に耐える
	アジサイ	落葉					←	→							耐陰性	容易	花の色彩が豊か
	フヨウ	落葉							←	→					耐煙性	普通	生長は極めて速い、花色・花容に変化が多い
	ヤマブキ	落葉				←	→			←	→				耐湿性	容易	黄色の花
	ユキヤナギ	落葉			←	→									—	容易	純白の花、寒さに強い
	カナメモチ	常緑				←	→								耐火性	普通	新芽の色が美しい
	キンモクセイ	常緑								←	→				耐乾性	普通	花の香りがよい
	サザンカ	常緑									←	→			耐陰性	容易	鳥が好む、花が楽しめる
	ドウダンツツジ	落葉				←	→								—	容易	紅葉が美しい
ツル植物	イタビカビラ	常緑													—	容易	乾燥に耐える
	テイカカズラ	常緑				←	→								—	普通	生長が速い、芳香あり
	ツタ類	常緑										●	●		—	容易	生長が速い、壁面にも吸着させることができる
	ノダフジ	落葉				←	→					●	●		—	普通	ふじ棚
地被類	シバザクラ	常緑			←	→									—	容易	花のじゅうたん
	フッキソウ	常緑													耐寒性	普通	寒さに耐える

★：武蔵野市民の木、花 ←→：開花期 ●：結実期